

農推第2524号
令和7年9月26日

関係各位

大阪府環境農林水産部農政室長

病虫害発生予察情報について

標記について下記のとおり発表したので送付します。

病虫害発生予察 特殊報 第3号

病虫害名：キモンホソバノメイガ *Sinibotys butleri* (South,1901)

1 発生作物 タケ類

2 発生地域 島本町

3 発見の経緯

(1) 令和7年5月、北摂地域のJAより、近年、島本町内のたけのこ生産を行っている竹林で葉をつづって食害する害虫が多発生している旨の情報があつた。7月9日、現地竹林を調査し、ノメイガ類と思われる幼虫が多数発生し、竹葉を食害していることを確認した。成虫は見られなかったため、採取した幼虫を病虫害防除グループで飼育し、継続観察したところ8月7日にキモンホソバノメイガと思われる成虫が複数羽化した。同虫を農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、キモンホソバノメイガと同定された。同地域の他の竹林でも同様の被害が発生しており、葉を失い株が弱るなどの例が多く見られた。

(2) 府内で本虫による農業被害が確認されたのは今回が初めてである。

4 国内の発生状況

本種は中国原産とされる外来種であり、1901年に中国浙江省寧波で雌1個体が記録され、2006年になって愛知県で確認された。以後、東海、近畿地方の各地で発見報告されており、発生地域が拡大している模様。なお、これまで国内での農作物における被害報告はなかった。

5 形態と生態、被害

(1) 形態

本種はチョウ目ツトガ科ノメイガ亜科に属し、成虫は開張約16～18mm、前翅の地色は暗褐色で前縁やや後方に大きな黄紋があり、外縁も黄色で縁どられる。翅の模様は雌雄で同様だが、雄の前翅は雌に比べてやや細長い。幼虫は終齢で体長約25～30mm程度。体色は薄緑色、頭部は淡い灰色～茶色で、4齢以降頭部に特徴的な黒い斑紋が現れる(写真8)。

(2) 生態

成虫が6月および8～9月頃に確認されたとの報告もあるが、本邦における年間発生世代数など、詳細な生態はまだ不明である。幼虫は葉をとじ合わせてつとを作り中に潜む(写真2)。終齢幼虫は、つとの中やつとから脱出して外部で薄いまゆを作って蛹化(写真3)し、のちに成虫(写真4, 5)が羽化する。

(3) 被害

主な寄主植物はタケ・ササ類で、若齢幼虫は葉の表面をなめるように食害し白い筋状の食害痕を残す。老齢幼虫は葉をかじって食害する。多発すると、緑葉がほとんど無くなる(写真6, 7)。

6 防除対策

- ・現在、本種に登録のある農薬は無いため、竹林内をよく見回り、幼虫やつづられた葉等を見つけたら、可能な限り除去する事が基本である。
- ・竹林での食害が激しく、枯死する株も見られるなど被害が急激に拡大していることから植物防疫法第29条第1項に基づき都道府県の防疫措置として、たけのこのノメイガ類に対する防除には、当面の間、一部の農薬の使用が可能である。なお、農薬の防除に当たっては、別紙の文書の記載事項を遵守すること。

7 参考文献

- (1) 山中浩(2007) 日本未記録のノメイガ (蛾類通信 No.245)
- (2) 間野隆裕・高崎保郎(2011) キモンホソバノメイガの飼育記録及び幼虫、蛹の記載 (誘蛾燈 204:43-46)
- (3) 間野隆裕(2019) キモンホソバノメイガの下呂市の記録と日本におけるこれまでの記録の整理 (佳香蝶 71 (280))



写真1 老齡幼虫



写真2 つとの中に潜む幼虫



写真3 まゆとサナギ



写真4 雌成虫（背面）



写真5 雌成虫（腹面）



写真6 被害竹林の様子



写真7 被害竹林の食害痕



写真8 幼虫頭部拡大

問い合わせ先：大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課 病害虫防除グループ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/index.html>
TEL: 0 7 2 - 9 5 7 - 0 5 2 0 mail : byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

(別紙)

農 推 第 2117 号

令和 7 年 7 月 31 日

関 係 各 位

大阪府環境農林水産部農政室長

(公印省略)

植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置（たけのこのノメイガ類に対する防除）について

令和 7 年 7 月 31 日に発表した「防除情報（たけのこのノメイガ類の発生について）」について、現時点で野菜類たけのこのノメイガ類に登録のある農薬はありません。

植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号）第 2 9 条第 1 項では「有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる」と規定されています。

この度、関係機関との調整の上、府の行う防疫措置として、作物名たけのこ（タケ類（たけのこを収穫するもの））のノメイガ類に対する防除に当面の間、下表に記載された農薬を使用することができるよう措置しました。

当該農薬の登録内容（適用病害虫以外の希釈倍数、使用液量、使用回数等）を遵守することで農産物（たけのこ）の流通には支障ありません。

なお、植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく本措置が終了した際には、文書及び府病虫害防除グループのホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認してください。

表 大阪府において植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づきタケ類（たけのこを収穫するもの）のノメイガ類に使用できる防除薬剤

農薬名	作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
トアロー水和剤 C T (登録番号第 14459 号)	野菜類 (パセリ、えごま(葉)を除く)	コナガ	1000～2000 倍	100～300L/10a	発生初期 但し収穫前日まで	－	散布

注 1) 上記薬剤の登録内容は令和 7 年 7 月 31 日時点

注 2) 本措置の適用は大阪府内に限るのでご注意ください。

注 3) 本剤はチョウ目幼虫が農薬の付着した葉を摂食することで効果を発現するので蛹化後は効果が無い。幼虫発生初期に遅れないよう薬剤散布を実施すること。

なお、希釈倍数、使用液量、使用時期、使用回数、使用方法は、本剤の「野菜類」の「コナガ」に対する登録内容に準ずること。本剤は有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）に適合する農薬である。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、農薬を使用した場所、農薬の希釈倍数等について帳簿に記載し記録しておくこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度 4 4 2

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課

病虫害防除グループ (佐能・松本)

TEL : 072(957)0520

FAX : 072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和 7 年 7 月 31 日
大阪府環境農林水産部
農政室推進課病虫害防除 G

農推第 2117 号－植防法第 29 条第 1 項による特例に関する留意事項

- ・当該農薬（トアロー水和剤 CT）は BT 剤（バチルス チューリンゲンシス菌の産生する結晶毒素）でチョウ目害虫の幼虫に対し、選択的に作用し安定した効果を表す。
- ・チョウ目以外の昆虫には影響はほとんどない。
- ・日本農林規格 有機農産物（JAS1605：2024）の附属書 B（規定）表 B.1 に適合する農薬で大阪エコ農産物認証制度でもカウント外農薬である。
- ・BT 剤は各種製品があるが、本剤は北摂地域等で使用実績が豊富である。
- ・本剤は作物群「野菜類」に登録があり、たけのこもその中に含まれているが、対象害虫にたけのこに付く害虫（ノメイガ類等）が指定されていないため通常は使用できない。今回の措置で使用が可能になった。
- ・製品の販売元 OAT アグリオ株式会社の多大な協力の上で本措置は実現している。
- ・本措置はあくまでも例外措置で恒久的に登録を拡大したものではないので、文書に示された登録内容を遵守し適切な使用に努めること。
- ・措置期間は当面 3 年を目途にしているが、その間に農薬登録拡大・新規登録等で当該害虫に対する有効な登録がされた場合は変更することがあるので情報に常に注意を払うこと。

その他、使用にあたって不明点があれば、下記か府農と緑の総合事務所農の普及課やもよりの JA に指導を仰ぐこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度 4 4 2

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病虫害防除グループ （佐能・松本）

TEL：072(957)0520

FAX：072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp